

【移住先の要件】ひなた暮らし移住支援金就業要件チェック表

該当する就業先の要件をすべて満たす必要があります。

については、いずれかに該当する必要があります。

就業先

移住支援金対象求人に応募・就職

- 支援対象求人として掲載された事業所である。
- 上記の求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象求人として掲載された日以降である。
- 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている事業所への就業ではない。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象事業所に就業している。
- 当該事業所に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用される。

自営での農林漁業に就業

- 以下の機関が実施する農業研修を受講している。
 - 西都・西米良地域担い手育成総合支援協議会が実施する先進農家研修
 - みやざき農業実践塾
- 農林漁業の自営が開始している。
 - 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付決定による証明
 - 支援策活用証明書による証明
- 法令遵守上の問題を抱えていない。
- 移住支援金の申請日から5年以上、申請を行う者が自営での農林漁業への就業を継続する意思を有している。

農林漁業や医療福祉の個人経営事業所に就職（人材確保支援策を活用）

- 以下に掲げる人材確保支援策又は西都市農業実践研修支援事業を活用している。
 - 新規就農者育成総合対策（農林水産省）
 - 新規就農促進研修支援事業（農林水産省）
 - 経営体育成総合支援事業（水産庁）
 - 次世代人材投資（準備型）事業
 - フードビジネス推進基盤強化事業（宮崎県）
 - 「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業（みやざき林業大学校（長期課程）研修事業）（宮崎県）
 - 山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業（宮崎県）
 - みやざき農水産業人材投資事業（農業人材投資事業）（宮崎県）
 - みやざき農水産業人材投資事業（水産業人材投資事業）（宮崎県）
 - 宮崎県ナースセンター事業（宮崎県）
 - 保育士支援センター運営体制整備事業（宮崎県）
 - 海の担い手イノベーション事業（宮崎県漁村活性化推進機構）
 - 漁業資源継承支援体制構築事業（宮崎県漁村活性化推進機構）
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて県内の個人経営事業所に就業し、申請時において当該事業所に連続して3か月以上在職している。
- 当該事業所に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。

次ページへ続く

【移住先の要件】ひなた暮らし移住支援金就業要件チェック表

該当する就業先の要件をすべて満たす必要があります。

については、いずれかに該当する必要があります。

宮崎県起業支援事業の交付決定を受けた起業

- 申請日以前の1年以内に宮崎県起業支援事業の交付決定を受けている。

起業

- 個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者である。
- 県内において法人の登記又は個人事業の開業の届出を行う者である。
- 法令遵守上の問題を抱えていない。
- 申請を行う者又は上記で設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではない。
- 移住支援金の申請日から5年以上、申請を行う者が代表する上記の会社等を継続する意思を有している。
- 対象となる事業について、商工会等支援機関による創業、経営支援等を継続して受ける意思を有している。
- 当該地域におけるサービスの供給が十分ではなく、地域コミュニティの維持に必要であると市町村長が認める事業である。（西都市創業等支援事業補助金交付要綱別表第1で定める業種であること）別紙参照
- 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能である。
- 県内で実施する事業である。
- 新たに起業する事業である。
- 移住支援金の申請前に、本人確認書類及び商工会等支援機関の支援を受けて作成した事業計画書を市町村に提出し、市町村長の承認を得た事業である。
- 公序良俗に反する事業でない。

事業承継

- 宮崎県内に所在する個人事業若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の事業を承継し、その代表者となる者である。
- 法令遵守上の問題を抱えていない。
- 申請を行う者又は承継する法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有していない。
- 移住支援金の申請日から5年以上、申請を行う者が承継する上記の事業を継続する意思を有している。
- 承継する事業の内容が、地域経済の活性化又はコミュニティの維持に資するものである。
- 県内で実施する事業である。
- 県内の事業承継支援機関による支援を受け、事業承継が成立している。
- 公序良俗に反する事業でない。

次ページへ続く

【移住先の要件】ひなた暮らし移住支援金就業要件チェック表

該当する就業先の要件をすべて満たす必要があります。

□については、いずれかに該当する必要があります。

専門人材（プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業）として就職

- プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住・就業している。
- 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在している。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職している。
- 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。
- 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない。

テレワーク

- 自己の意思により移住（住民票を異動）し、移住元での勤務先の業務を引き続き行っている。
- 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていない。

関係人口

- 40歳未満の者（世帯での移住にあっては、世帯主又はその配偶者のいずれかが40歳未満である者）又は中学生以下の子どもを養育している者
- 移住後の就業先が決まっている者（転勤による移住を除く。）
- 次のいずれかに該当する。

- (1) 過去に西都市に住所を有していた者
- (2) 転入日において、3親等以内の親族が1年以上西都市に住所を有している者
- (3) さいとファンクラブ会員（以下のいずれかに該当）

□西都市への転入以前に、株式会社カヤックが運営する移住スカウトサービス「SMOUT」において、西都市が管理するアカウントとつながりがある当該サービス利用者

[SMOUT（宮崎県西都市）](#)

□西都市が管理する西都市移住相談登録カードの登録者かつ西都市が運営する西都はじめるプロジェクト公式Instagramの登録者

[西都市移住相談登録カード登録フォーム](#)

[西都はじめるプロジェクト公式Instagram](#)